



保福第442-4号
令和4年12月20日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部
保健医療福祉課長

医療関係の通知等について(依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課等から別紙一覧のとおり通知等がありました。

については、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、関係職員及び医療機関へ周知してくださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、鹿児島県医師会、鹿児島県（市郡）歯科医師会、鹿児島大学病院、医療法人徳洲会が開設する病院・診療所へは別途依頼しました。

○ 通知等を掲載する県ホームページアドレス

ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 医師・医療機関 > 行政情報（通知など）> 令和4年度（下半期）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/r4tuutishimo.html>

問合せ先
保健医療福祉課 医務係
TEL : 099(286)2707

鹿児島県 S D G s 登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方創生 S D G s に積極的に取り組む県内企業等を県が登録する「鹿児島県 S D G s 登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、S D G s の普及促進や、S D G s を原動力とした地方創生につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 鹿児島県内に事業所等を有し、かつ、鹿児島県内において事業活動を行う企業、法人、団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主等をいう。
- (2) S D G s 国際連合で採択された、国際社会が 2030年までに持続可能な社会を実現するための 17 の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- (3) 登録事業者 第5条第1項の規定により、鹿児島県 S D G s 登録事業者として県に登録された県内企業等をいう。

(対象)

第3条 登録は、次に掲げる全ての要件に該当する県内企業等とする。

- (1) 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組を明確に示していること。
- (2) 自らの活動と S D G s の 1 7 のゴール及び 1 6 9 のターゲットとの関連付けがなされていること。
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと。
- (4) 鹿児島県暴力団排除条例（平成 2 6 年条例第 2 2 号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録の申請)

第4条 登録の申請は、鹿児島県 S D G s 登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) S D G s 達成に向けた取組チェックリスト（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(登録の実施)

第5条 前条の申請が、登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内企業等を鹿児島県 S D G s 登録事業者として登録するとともに、登録証を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。

2 前項の登録をしたときは、登録事業者に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録事業者は、前条の登録の有効期間が満了する場合において、登録を更新することができる。

2 前項の登録の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、鹿児島県SDGs登録変更届（様式第3号）により速やかにその旨を届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、登録の辞退をしようとするときは、鹿児島県SDGs登録辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合

2 前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等に対し、通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、総合政策部総合政策課計画管理室において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

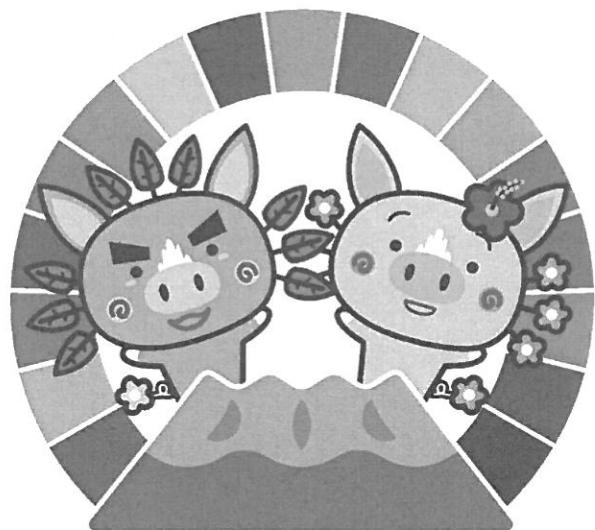
附則 この要綱は、令和4年11月18日から施行する。

第1回目募集

鹿児島県SDGs登録制度

鹿児島県SDGs登録制度 とは？

鹿児島県では、SDGsに積極的に取り組む企業等を登録し、当該企業等の取組の「見える化」を行い、広く情報発信をすることで、当該企業等の更なる取組を促進するとともに、自発的な取組を県内に広げていくことを目的とした登録制度を創設しました。



KAGOSHIMA
SDGs

募集期間

令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

- 令和4年度内登録予定
- 次年度以降も継続募集予定

対象企業等

県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主等

登録要件

- 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組を明確に示していること。
- 自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。

登録の主なメリット

- SDGsに積極的に取り組む企業・団体等として、鹿児島県ホームページ等で紹介します！
- 登録企業は、かごしまPRキャラクター「ぐりぶー」を活用した鹿児島県SDGs登録制度のロゴマークを名刺や会社案内等に使用することができます！

申請方法

下記のホームページから登録申請書（申請書・チェックリスト）をダウンロード後、必要事項を記入の上、電子メールにてご提出ください。

申し込み・お問い合わせ先

申込先ホームページアドレスはこちら
⇒ <https://www.ker.co.jp/kagoshima-sdgs.html>

【SDGs登録制度運営事務局】
株式会社九州経済研究所内
電話：099-295-4280
メールアドレス：sdgs2022@ker.co.jp

